令和２年（２０２０年）８月２７日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長　様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応の段階的緩和について

このことについては、令和２年（２０２０年）５月２６日付け通知において外出自粛やイベント開催制限の段階的緩和の目安をお示しし、６月１日、６月１９日及び７月１０日に目安どおりの緩和を行いましたが、国の令和２年（２０２０年）７月２３日付け事務連絡により、当初計画されていた緩和を行わず、８月末まで開催制限を維持することとしてきたところです。

今般、令和２年（２０２０年）８月２４日付けで国の方針の連絡があり、県内の感染状況を踏まえ、９月末までは下記のとおり現在の開催制限を維持することとしますので、貴機関・団体 所属の会員等に周知いただくようお願いします。

記

１　イベント開催制限の内容及び留意事項

- 全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難なお祭り・野外フェス等の開催は、中止を含めて慎重に検討すること。
- 屋内のコンサート、展示会等については、収容率 50%以内かつ 5,000 人以下のものは可能。
- 屋外のコンサート等については、十分な間隔（できれば２ｍ）を取り、かつ 5,000 人以下のものは可能。
- 参加者がおおよそ把握できる地域の行事（盆踊り等）については、適切な感染防止策を講じたうえで実施すること。
- プロスポーツ等について、収容率 50%以内かつ 5,000 人以下のものは可能だが、主催者において選手・出演者・観客等に対し、適切な感染予防策を講じること。
- いずれのイベント実施も、３密を避ける等の基本的な感染防止の徹底が条件。また、イベント参加者に接触確認アプリの活用を促すとともに、イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- 全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）又はイベント参加者が 1,000 人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は、県に事前相談すること。

※なお、９月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合があります。

（添付資料）

令和２年８月２４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「９月１日以降における催物の開催制限等について」

＜お問合せ先＞
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
中満・小堀
直通：096-333-2478（内線 5933,5934）